

# 令和 6 年度 11 月補正予算 主 な 事 業 概 要

健康医療福祉部

事業名	補正予算額 (補正前の額)	説明
<p>【健康福祉政策課】</p> <p>社会福祉施設監査指導費</p>	<p>1,500 (475)</p> <p>国 1,500</p>	<p>1 小規模法人のネットワーク化による協働推進事業 1,500 円滑に社会福祉連携推進法人の設立を行うための設立準備に要する費用を補助する。</p> <p>0 → 1,500</p>
<p>【医療政策課】</p> <p>医療機関等整備費</p>	<p>139,359 (61,309)</p> <p>国 139,359</p>	<p>1 原油価格・物価高騰対策事業（医療機関） 139,359</p> <p>(1) 原油価格・物価高騰対策事業（光熱費） 19,380 原油価格・物価高騰に伴い、光熱費の負担が大きい特別高圧電力を利用する医療機関に支援金を支給することにより、医療機関の安定運営を図る。</p> <p style="text-align: center;">〔 病院（特別高圧電力使用機関） 2 施設 〕</p> <p>12,240 → 31,620 国補正予算を活用した更なる価格高騰対策による増額</p> <p>(2) 医療機関食材料費高騰対策事業 119,979 入院患者の食材料費高騰の影響を受ける医療機関に対して、支援金を支給することにより、医療機関の安定運営を図る。</p> <p style="text-align: center;">〔 ① 病院 55 施設 ② 有床診療所 24 施設 〕</p> <p>0 → 119,979 国補正予算を活用した価格高騰対策の実施による増額</p>

事業名	補正予算額 (補正前の額)	説明
<p>【健康しが推進課】</p> <p>歯科保健対策費</p>	<p>5,000 (65,954)</p> <p>国 5,000</p>	<p>1 災害時歯科保健医療提供体制整備事業 5,000</p> <p>災害時の歯科保健医療提供体制の確保のため、避難所等において使用する歯科保健医療機器の整備に係る経費を補助する。</p> <p>0 → 5,000</p>
<p>【医療福祉推進課】</p> <p>社会福祉事業振興費</p>	<p>102,930 (746,323)</p> <p>国 102,930</p>	<p>1 福祉人材確保対策事業 102,930</p> <p>(1) 介護福祉士修学資金等貸付事業費補助金 102,930</p> <p>県社会福祉協議会が実施する介護福祉士修学資金等貸付事業における貸付原資を補助する。</p> <p>13,971 → 116,901</p> <p>国補正予算を活用した貸付原資の積み増しに伴う増額</p>

事業名	補正予算額 (補正前の額)	説明
介護保険推進事業費	85,218 (18,011,101)  国 85,218	1 食料品価格高騰対策事業（介護サービス） 85,218 食料品価格高騰のなか、これまでどおりの栄養バランスや量を保った食事提供を維持するために費用負担が増えた介護サービス事業者に支援金を支給することにより、サービスの安定運営を図る。  0 → 85,218  ① 介護保険施設 176 施設 ② 短期入所事業所 160 事業所 ③ 養護老人ホーム 7 施設 ④ 軽費老人ホーム 20 施設
認知症施策等総合支援事業費	553 (43,160)  国 553	1 地域総合支援事業 553 (1) 認知症基本法等にかかる普及啓発事業 553 県民に対する「新しい認知症観」や認知症基本法の理念等の普及啓発を実施することにより、認知症になっても、自分らしく安心して暮らし続けることができる地域づくりを推進する。  0 → 553

事業名	補正予算額 (補正前の額)	説明
<p>【障害福祉課】</p> <p>障害者自立支援費</p>	<p>7,040</p> <p>(12,061,763)</p> <p>国 7,040</p>	<p>1 食料品価格高騰対策事業（障害福祉サービス） 7,040</p> <p>食料品価格高騰のなか、これまでどおりの栄養バランスや量を保った食事提供を維持するために費用負担が増えた障害福祉サービス事業者に支援金を支給することにより、サービスの安定運営を図る。</p> <p>0 → 7,040</p> <p>① 施設入所支援 22 施設</p> <p>② 療養介護（医療型障害児入所施設）2 施設</p> <p>③ 療養介護（指定発達支援医療機関）1 施設</p> <p>④ 福祉型障害児入所施設 1 施設</p>

○ 事業の目的

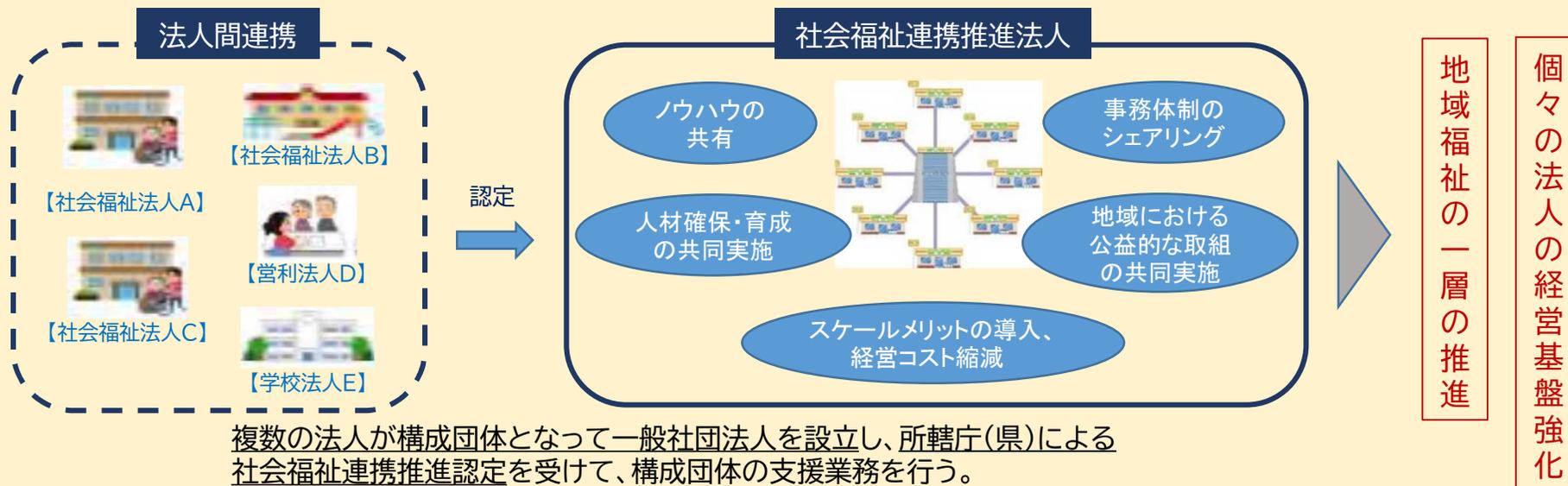
社会福祉法人の地域の福祉ニーズへの対応力の強化や、経営基盤の強化のため、社会福祉連携推進法人の設立を支援することにより、社会福祉法人の連携・協働を一層促進する。

○ 事業の概要

社会福祉連携推進法人の設立準備を進める団体に対し、円滑に設立を行うための**設立準備(設立準備会や合同研修会の開催等)に要する費用の補助**を行う。

社会福祉連携推進法人

福祉サービス事業者間の連携方策の一つとして、構成団体の業務の連携を推進し、社会福祉法人の経営基盤の強化等に資することを目的として設けられた制度(令和4年施行)



複数の法人が構成団体となって一般社団法人を設立し、所轄庁(県)による社会福祉連携推進認定を受けて、構成団体の支援業務を行う。

【単なる連携との違い】 個別な人的つながりだけではなく、公式な関係を構築し連携することができる  
【合併との違い】 各法人の独自性を維持したまま連携を強化することができる

滋賀県の設立事例なし  
全国22法人設立(R6.9.30現在)

## 【災害時歯科保健医療提供体制整備事業】整備する器具・機材のイメージ

(1) 携帯型歯科用ポータブルユニット一式



(2) 技工用ポータブルモーターエンジン一式



(出典: [https://www.japan.nsk-dental.com/products/mobile-dentistry/mobile-vivamate\\_g5/](https://www.japan.nsk-dental.com/products/mobile-dentistry/mobile-vivamate_g5/))

(3) ポータブルバッテリー



(出典: <https://www.jackery.jp/pages/jackery-power-station>)

(4) オートクレーブ(高圧蒸気滅菌機)



(出典: <https://fordynet.fordy.jp/products/3271>)